

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月25日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- （2）住 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

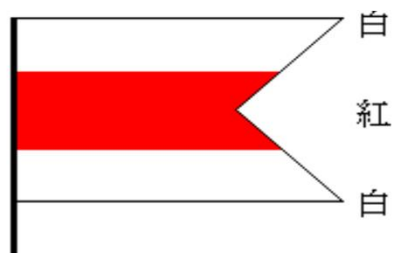
- （1）区 域 船川港（付図のとおり）
- （2）期 間 令和8年9月1日から
令和8年10月9日（内14日間）

3 水路測量の実施方法

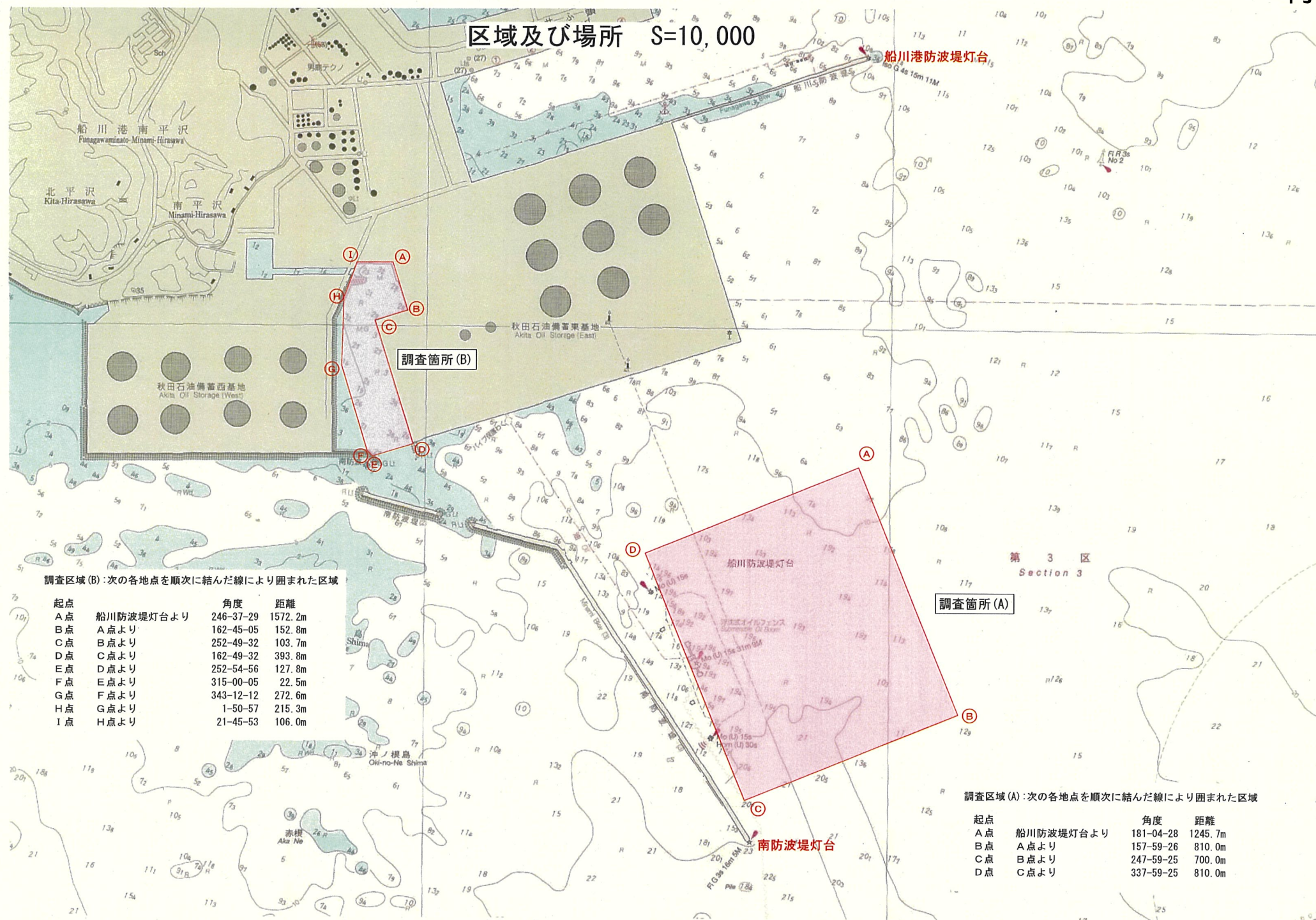
GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



区域及び場所 S=10,000



調査区域 (B) : 次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

起点	角度	距離
A点	船川防波堤灯台より	246-37-29 1572.2m
B点	A点より	162-45-05 152.8m
C点	B点より	252-49-32 103.7m
D点	C点より	162-49-32 393.8m
E点	D点より	252-54-56 127.8m
F点	E点より	315-00-05 22.5m
G点	F点より	343-12-12 272.6m
H点	G点より	1-50-57 215.3m
I点	H点より	21-45-53 106.0m

調査箇所 (A)

調査区域 (A) : 次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

起点	角度	距離
A点	船川防波堤灯台より	181-04-28 1245.7m
B点	A点より	157-59-26 810.0m
C点	B点より	247-59-25 700.0m
D点	C点より	337-59-25 810.0m